

VI 参考資料

1 図書館活動10年間の推移

区分 年度	人口 (人) A	蔵書数 (点) B	年間 受入数 (点) C	貸出数 D'		有効登録者数			登録率 (%) E/A
				個人 (点) D	団体 (冊)	個人(人) E'		団体	
						市内 E	市外		
H25	223,947	1,323,280	55,914	2,795,737	38,364	78,280	15,488	385	35.0
H26	224,703	1,339,095	52,798	2,724,359	38,672	76,621	15,434	391	34.1
H27	227,208	1,355,620	53,754	2,691,024	37,345	75,928	15,367	431	33.4
H28	230,865	1,371,607	51,465	2,640,637	35,867	75,000	15,082	442	32.5
H29	233,408	1,383,598	51,400	2,573,660	40,574	74,050	14,768	430	31.7
H30	235,805	1,395,933	51,119	2,560,006	41,270	73,859	14,483	436	31.3
R1	237,506	1,401,213	52,491	2,431,540	40,033	72,379	14,317	461	30.5
R2	238,087	1,402,836	50,133	1,942,966	20,696	68,679	13,517	379	28.8
R3	238,394	1,385,399	47,393	2,430,737	26,849	75,581	15,061	368	31.7
R4	238,952	1,369,593	44,603	2,310,729	25,808	63,320	12,188	340	26.5

※ 蔵書数、年間受入数、貸出数には視聴覚資料が含まれます。

※ 職員数には再任用職員を含みます。

※ 職員数の「その他」とは、会計年度任用職員(図書館専任職員など)です。令和元年度以前は嘱託員・社会教育指導員などです。

※ 平成29年度及び令和元年度以降は、職員数に育児休業代替任期付職員を含みます。

各年度3月31日現在

登録者 1人当たり		蔵書 回転率	職員数(人)		職員1人当たり		図書費 (千円)	人口1人当たり				延べ 開館 日数 (日)
貸出数 (点)	年間 受入数 (点)		職員	その他	人口 (人)	貸出数 (点)		貸出数 (点)	蔵書数 (点)	年間 受入数 (点)	図書費 (円)	
D/E'	C/E'	D'/B	F		A/F	D'/F	G	D'/A	B/A	C/A	G/A	H
30.1	0.59	2.1	61	158	3,671	46,461	67,000	12.66	5.91	0.25	299	3,241
29.6	0.57	2.1	62	165	3,624	44,565	68,915	12.30	5.96	0.23	307	3,236
29.5	0.59	2.0	66	156	3,443	41,339	68,915	12.01	5.97	0.24	303	3,121
29.3	0.57	2.0	64	164	3,607	41,820	68,915	11.59	5.94	0.22	299	3,155
29.0	0.58	1.9	65	158	3,591	40,219	68,915	11.20	5.93	0.22	295	3,211
29.0	0.58	1.9	61	156	3,866	42,644	68,915	11.03	5.92	0.22	292	3,251
28.0	0.61	1.8	65	147	3,654	38,024	70,293	10.41	5.90	0.22	296	3,207
23.6	0.61	1.4	62	151	3,840	31,672	70,995	8.25	5.89	0.21	298	2,581
26.8	0.52	1.8	66	150	3,612	37,236	62,896	10.31	5.81	0.20	264	3,111
30.6	0.59	1.7	63	155	3,793	37,088	63,000	9.78	5.73	0.19	264	2,975

※ 平成23年度から図書費に視聴覚資料購入費を含みます。

※ 図書費及び人口1人当たりの数値は予算額で算出しています。

※ 平成25年度以前の登録者1人当たりの貸出数・年間受入数は、団体の数値を含めて算出しています。

2 開館日数と開館時間

(1) 令和4年度 開館日数

館名		月							
		4	5	6	7	8	9	10	11
中央図書館		28	29	28	29	29	26	29	28
分館	国領	25	25	21	26	25	25	25	25
	調和	25	25	21	26	25	25	25	25
	深大寺	25	25	21	26	25	25	25	25
	神代	25	25	21	26	25	25	25	25
	宮の下	25	25	21	26	25	25	25	25
	緑ヶ丘	25	25	21	26	25	25	25	25
	富士見	25	25	21	26	25	25	25	25
	若葉	25	25	21	26	25	25	25	25
	染地	25	25	21	26	0	0	0	0
	佐須	25	25	21	26	25	25	25	25
	分館小計		250	250	210	260	225	225	225
合計		278	279	238	289	254	251	254	253

(2) 令和4年度 開館時間

館名		月							
		4	5	6	7	8	9	10	11
中央図書館		322.0	333.5	322.0	333.5	333.5	299.0	333.5	322.0
分館	国領	209.0	208.0	175.0	217.0	209.0	209.0	200.0	200.0
	調和	209.0	208.0	175.0	217.0	209.0	209.0	200.0	200.0
	深大寺	209.0	208.0	175.0	217.0	209.0	209.0	200.0	200.0
	神代	209.0	208.0	175.0	217.0	209.0	209.0	200.0	200.0
	宮の下	209.0	208.0	175.0	217.0	209.0	209.0	200.0	200.0
	緑ヶ丘	209.0	208.0	175.0	217.0	209.0	209.0	200.0	200.0
	富士見	209.0	208.0	175.0	217.0	209.0	209.0	200.0	200.0
	若葉	209.0	208.0	175.0	217.0	209.0	209.0	200.0	200.0
	染地	209.0	208.0	175.0	217.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	佐須	209.0	208.0	175.0	217.0	209.0	209.0	200.0	200.0
	分館小計		2090.0	2080.0	1,750.0	2,170.0	1,881.0	1,881.0	1,800.0
合計		2412.0	2413.5	2,072.0	2,503.5	2,214.5	2,180.0	2,133.5	2,122.0

(日)

12	1	2	3	合 計
26	17	24	29	322
23	15	23	26	284
23	15	23	26	284
23	15	23	26	284
23	15	23	26	284
23	15	23	26	284
23	15	23	26	284
23	15	23	26	284
0	0	0	0	97
23	15	23	26	284
207	135	207	234	2,653
233	152	231	263	2,975

(時間)

12	1	2	3	合 計
299.0	195.5	276.0	333.5	3,703.0
184.0	120.0	184.0	208.0	2,323.0
184.0	120.0	184.0	208.0	2,323.0
184.0	120.0	184.0	208.0	2,323.0
184.0	120.0	184.0	208.0	2,323.0
184.0	120.0	184.0	208.0	2,323.0
184.0	120.0	184.0	208.0	2,323.0
184.0	120.0	184.0	208.0	2,323.0
184.0	120.0	184.0	208.0	2,323.0
0.0	0.0	0.0	0.0	809.0
184.0	120.0	184.0	208.0	2,323.0
1,656.0	1,080.0	1,656.0	1,872.0	21,716.0
1,955.0	1,275.5	1,932.0	2,205.5	25,419.0

中 央 図 書 館	開 館 時 間	一般室・子ども室・参考図書室・ 視聴覚資料室(4階・5階・6階) 9時00分～20時30分
	開 館 時 間	利用支援サービス(6階) 9時00分～17時00分
	休 館 日	第4月曜日とその翌日 (第4月曜日とその翌日のいずれかの日が 祝日と重なるときは開館日となり、その 前後の週の月曜日とその翌日が休館日)
	休 館 日	年末年始(12/29～1/3)
	休 館 日	文化会館たづくり保守点検期間 (9/26～9/29及び2/25～2/28)
	開 館 時 間	9時00分～17時00分 ただし、4月～9月の水曜日、金曜 日は9時00分～18時00分
	休 館 日	月曜日 (第4月曜を除く月曜日が祝日や振替休日 等のときは開館日となり、その翌日が休 館日)
	休 館 日	毎月第4月曜日の翌日 (第4月曜日とその翌日のいずれかの日が 祝日と重なるときは開館日となり、その 前後の週の月曜日とその翌日が休館日)
	休 館 日	年末年始(12/29～1/3)
	休 館 日	蔵書点検期間 国領・調和・深大寺・宮の下 緑ヶ丘・富士見 (6/7～6/10) 神代・若葉・染地・佐須 (6/14～6/17)

※ 令和5年1月4日(水)から1月12日(木)まで全館、電算機器更新のため休館しました。

※ 染地分館は施設改修工事のため、8月1日(月)から令和5年3月31日(金)まで休館しました。

(3) 開館時間の主な変遷

ア 中央図書館

年	月	曜日	時間
昭和41年	6月	日～火・木～土	12：00～17：30
昭和42年	11月～	日	10：30～17：30
		月・木・金	12：00～17：30
		火・土	12：00～19：00
昭和48年	4月～	日	10：30～17：30
		水～金	12：00～17：30
		火・土	12：00～19：00
平成元年	4月～	日・水～金	10：30～17：30
		火・土	10：30～19：00
平成5年	11月～	日・水～金	10：00～17：30
		火・土	10：00～19：00
平成7年	10月～	日～土	9：00～20：30
			ハンディキャップサービス 9：00～17：00
平成19年	4月～	日～土	9：00～20：30
			ハンディキャップサービス 9：00～17：00
			視聴覚資料室 (4/10～4/24) 9：00～17：00 (4/25～) 9：00～20：30

※6月～9月は移転のため休館

イ 分館

年	月	曜日	時間	備考
昭和44年	8月～	日～火・木・土	13：00～17：00	館・時期により変遷あり
昭和50年	4月～	日・火～木・土	〃	若葉分館は日曜日のみ 10：30～17：00
平成3年	4月～	火～金	13：00～17：00	
		土・日	10：30～17：00	つつじヶ丘分館のみ 13：00～17：00
平成5年	11月～	日・火～土	10：00～17：00	つつじヶ丘分館のみ 13：00～17：00
平成11年	6月～	〃	〃	全分館の開館時間統一
平成12年	4月～	〃	10：00～17：00	水曜日のみ 10：00～18：00
	10月	〃	9：00～17：00	水曜日のみ 9：00～18：00
	11月～	〃	9：00～17：00	
平成13年	4月～	〃	9：00～17：00	4月～9月の水曜日のみ 9：00～18：00
平成14年	4月～	〃	9：00～17：00	4月～9月の水・金曜日は 9：00～18：00

3 意見・要望等の状況

館内に設置している投書箱やEメールなどでいただいた意見・要望等は、図書館で共有しサービスの向上に活かすとともに、提出者が分かる場合には直接回答しています。図書館ホームページに問い合わせ送信フォーム（Eメール）を設けた平成28年10月以降、Eメールの受付件数が多くなっています。

令和4年度も新型コロナウイルス感染の影響があり、サービス状況についての質問や要望、電子書籍導入についても意見が寄せられました。また、令和5年1月に行ったシステム更新時にホームページの不具合が発生し、多くのご指摘をいただきました。

これらの反省や、市民の方の意見・要望等を踏まえ、今後もサービス向上に取り組んで参ります。

令和4年度 意見・要望等の受付件数 (件)

内 容		受付方法	投書箱 ※1	Eメール	市長への はがき※2	来館	電話	文書	合計	令和 4年度 合計
要望	蔵書(雑誌・新聞含む)		7	6	1	3	2		19	30
	予約・リクエスト制度			34		1	3		38	21
	電算システム		3	23	9	9	1		45	9
	登録要件・利用条件拡大			1			2		3	7
	貸出・返却・ブックポスト		1	11		2			14	4
	開館時間・休館			2	1				3	5
	視聴覚資料		2	7	2	1			12	0
	施設の改善		2	1	4				7	14
	その他の要望		13	15	3	6	3		40	32
小 計			28	100	20	22	11	0	181	122
意見	カウンター等対面対応		4	2	4	5	6		21	12
	電話対応						1		1	1
	弁償への不満・質問				1				1	2
	利用者のマナー		2			3	1		6	2
	予約・貸出・返却		1	6		1			8	8
	施設・設備		1	1					2	3
	コピー機の使用								0	3
	その他の意見		7	9	1	6	3		26	18
小 計			15	18	6	15	11	0	65	49
質問 ※3	資料の寄贈			1					1	12
	その他の質問		1	51		1	1		54	114
小 計			1	52	0	1	1	0	55	126
その他	感謝・お礼		5	1	1		1		8	4
	その他		3	32	3	2		1	41	22
小 計			8	33	4	2	1	1	49	26
合 計			52	203	30	40	24	1	350	323
令和4年度 合計			22	212	10	50	24	5	323	

※1 (公財) 調布市文化・コミュニティ振興財団の投書箱等への投函を含みます。

※2 市長あてに市役所に届いたメールを含みます。

※3 来館・電話による質問はその場で回答し記録していません。

4 令和4年度のあゆみ

令和4年

- 5 / 2 豊川市立音羽図書館より視察（1人）
- 5 / 16 白百合女子大学学生見学（30人）
- 6 / 15 ボランティア説明会
- 6 / 7 時局講演会「世界の王室はいま～歴史とその役割」開催
国立国会図書館からのヒアリング（「新しい障害者等用資料検索」
について）（利用支援サービス）
- 7 / 16 夏休み子ども向け法務ミニセミナー「図書館のひみつ」開催
- 7 / 20 文部科学省男女共同参画共生社会学習・安全課職員6人視察（中央
図書館）
- 7 / 21 西東京市民グループ2人 布の絵本についての視察（中央図書館）
- 7 / 20～9 / 25 「じろとえがこう 本のおえかきたいかい」（国領，染地を除く全
館）（8 / 31提出締切）
- 7 / 24～
10 / 23 神代高校マナーアップポスター掲示（中央図書館）
- 8 / 1～3 / 31 改修工事のため，染地分館休館
- 8 / 30 文芸講演会「川端康成と「特攻」。没後50年に思う」開催
- 8 / 30・31 サマーボランティア受入れ（高校生・中学生4人）
- 10 / 6・13 「絵本の読み聞かせ講座」開催
- 10 / 12・26，
11 / 9・30，
12 / 14 「布の絵本製作者養成講座」開催
- 10 / 14 徳島市議会議員行政視察1人（中央図書館）
- 10 / 15・
11 / 12 「暮らしに役立つ法務ミニセミナー」開催
- 10 / 20 読み聞かせ交流会 開催
- 11 / 8 明治大学付属明治中学校2年 探求教育のための図書館訪問
- 11 / 21 文化講演会「「時間と死」を哲学する」開催
- 11 / 24 子どもの本に親しむ会「物語絵本と科学絵本～子どもが絵本を読む
意味～」開催
- 11 / 25 読売新聞より「つげ義春展」について電話取材（中央図書館）
（1 / 4に追加取材あり）

12/6 令和3年度「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰事例発表（「調布市立図書館点訳者」）

12/16 「緑ヶ丘分館移転説明会」実施

令和5年

1/4～1/12 システム更新のため全館休館

1/4 「つげ義春と調布展」内覧会 新聞記者取材（追加で16日に読売新聞記者1人来館，17日に毎日新聞より電話で追加取材あり。）
（読売新聞東京版1/17朝刊掲載「つげ義春さん作品展 調布で」）（毎日新聞東京版1/18朝刊掲載「つげ義春と調布」展リアリズム迫及，精緻な絵）（読売新聞1/24夕刊掲載『幻の「団地音頭」音源』）

1/5～1/22 「つげ義春と調布」展開催

1/6・19 「無能の人」上映会

2/4～3/21 第50回調布樟まつり

3/1～
(5/31) 中央図書館業務用エレベーター工事

3/9・16・23
・30 「布の絵本製作者養成講座」開催

3/13～ マスク着用について，個人の判断となった事に伴い，返却時の消毒を終了

3/26 英語版利用案内配布開始

3/20～
(5/4) 文化会館たづくり荷物用大型エレベーター工事

5 新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応

令和4年度調布市立図書館では、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための特別な休館や開館時間の変更等はありませんでした。

引き続き感染対策をした上で、コロナ禍前に近い図書館サービスの提供に努めました。

実施した感染防止策は次のとおりです。

飛沫防護幕をカウンターに設置、ソーシャルディスタンス確保のための待機位置表示、閲覧席利用の一部制限、館内の消毒、手指消毒用アルコールを施設入口に設置、マスク着用・手洗いの推奨、短時間での利用を促す館内アナウンスの実施。

なお、厚生労働省からの発出を受け、調布市では令和5年3月13日からマスク着用について個人の判断となったことを踏まえ、返却時の本の全冊消毒を終了としました。

6 令和4年度の工事・主な修繕の記録

(1) 工事

施設名	件名
染地分館	改修工事
	改修工事に伴う機械設備工事
	改修工事に伴う電気設備工事

(2) 修繕

施設名	件名
国領分館	女子トイレスライド鍵修繕
	女子トイレ手洗い水栓修繕
調和分館	入口点字鋳修繕
	照明器具修繕
	土間グレーチング修繕
深大寺分館	トイレ詰まり修繕（2回）
	男子トイレ手洗修繕
	男子トイレ個室水漏れ修繕
	グレーチング詰まり修繕
	シャッター修繕
神代分館	水漏れ懸念箇所修繕
	2階入口扉錠前修繕
	事務室エアコン室内機修繕
	事務室エアコン室外機修繕
宮の下分館	男子WCセンサー修繕
	ブラインド修繕
若葉分館	1階子ども室除湿機修繕
染地分館	給水管切廻し修繕
	改修工事に伴う電話設備移転修繕
佐須分館	照明器具修繕
	手すりエンドブラケット取替修繕

7 染地分館の施設改修工事に伴う臨時休館

(1) 休館期間

令和4年8月1日（月）から令和5年3月31日（金）まで

(2) 工事・修繕等の内容

- ア 地域福祉センター及び図書館分館の全面的な内部改修
- イ 外壁改修
- ウ 屋上防水改修

(3) 多摩川自然情報館図書館臨時窓口

休館中に多摩川自然情報館学習室に図書臨時窓口を設置し、予約資料の貸出しなどのサービスを提供しました。


- ア 開設期間 令和4年9月24日（土）から12月25日（日）までの土日（開館日数28日）
- イ 開設時間 午後1時から午後4時まで
- ウ 提供サービス 予約資料貸出、返却本受取など
- エ 利用統計 来館者111人、貸出数138冊、返却数299冊

多摩川自然情報館図書臨時窓口広報ポスター

多摩川自然情報館図書臨時窓口の様子

多摩川自然情報館内

図書館臨時窓口



染地分館の休館に伴い、予約資料の受取り用臨時窓口を開設します。臨時窓口での受取りをご希望の方は、市内の図書館にお申し出ください。

【実施サービス】

- ・ 予約資料の受取り
- ・ 資料の返却

※返却資料をもう一度借りることはできません



【実施期間】
 令和4年9月24日（土）～12月25日（日）の**土日**
※週2回のみ、ブックポストはありません

【時間】 午後1時～4時

【場所】 多摩川自然情報館 学習室（2階）
※北側の外階段を2階まで上がり、玄関で靴を脱いで入室してください
※自動車・オートバイでの来館はできません

10月以降の開館カレンダー

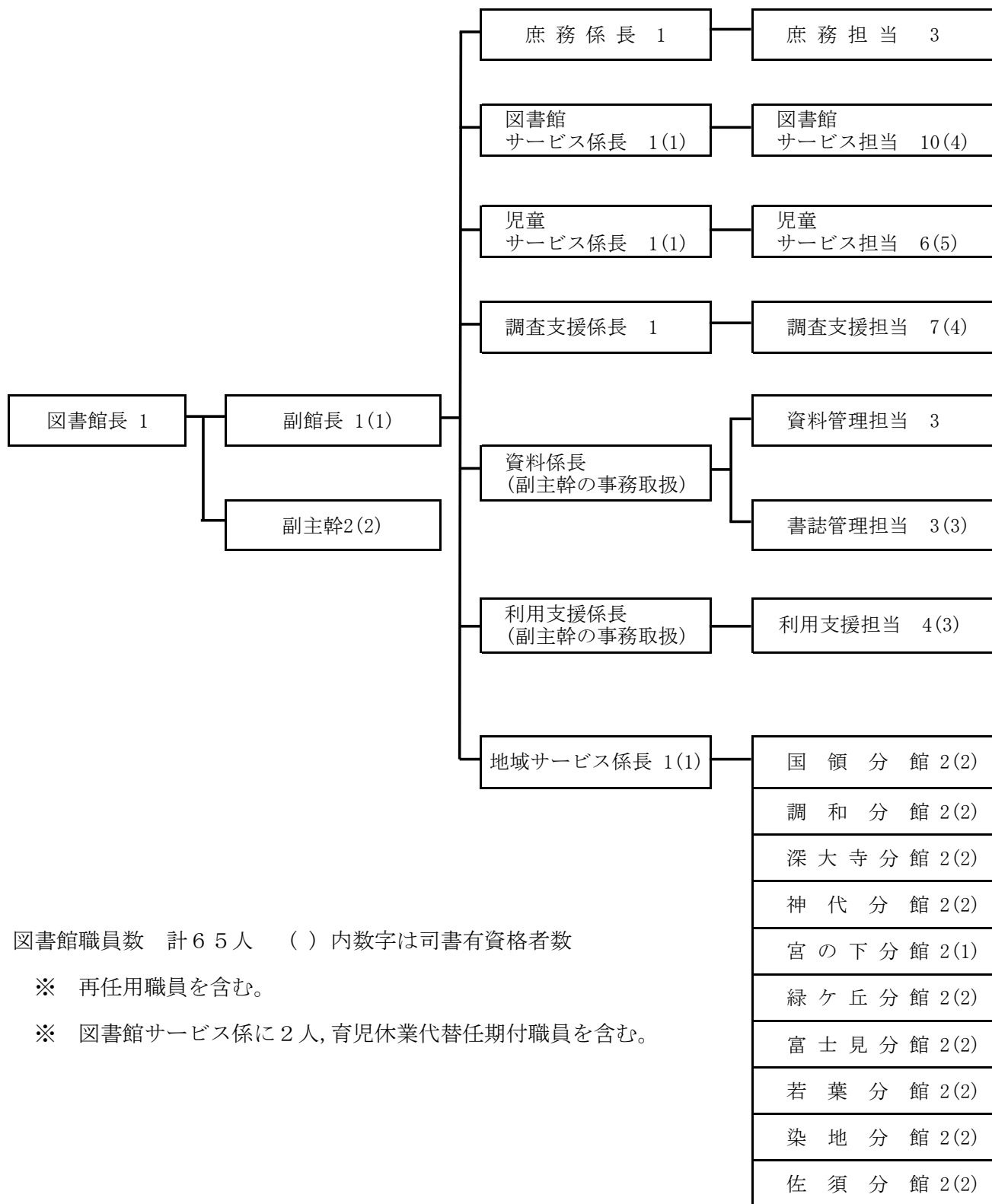
10月	11月	12月																		
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	○	○
△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	○	○
△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	○	○
△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	○	○
△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	○	○
△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	○	○
△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	○	○

お問合せ：
 調布市立中央図書館
 電話 042-441-6181

129

8 職員体制

(1) 組織図（令和5年3月31日現在）



図書館職員数 計65人 ()内数字は司書有資格者数

※ 再任用職員を含む。

※ 図書館サービス係に2人、育児休業代替任期付職員を含む。

(2) 令和4年度 業務スタッフ

令和5年3月31日現在

名 称	内 容	構 成 員
広 報	市・教育部発行物の図書館部分の編集, 図書館発行物の編集・発行, 調布エフエム放送, その他広報に関すること。	図書館サービス係6人 児童サービス係2人 調査支援係1人 資料係1人 地域サービス係3人
研 修	図書館職員・嘱託員研修等の企画実施, 職員研修マニュアルの作成, 実習生の受入れ, その他図書館に係る研修に関すること。	図書館サービス係4人 調査支援係1人 資料係1人 利用支援係1人 地域サービス係3人
統計調査	『事務報告書』『調布市の教育』の統計作成, 「利用状況報告書」作成, その他図書館に係る統計調査に関すること。	庶務係1人 図書館サービス係3人 調査支援係1人 資料係1人 利用支援係1人 地域サービス係1人
電 算	図書館電算システムの運用及びホームページの維持管理。システム改善等に関する調整。	図書館サービス係1人 児童サービス係1人 調査支援係2人 資料係2人 利用支援係1人 地域サービス係1人
図書館地域 情報化	図書館の地域情報化推進事業に関すること。	主幹1人 地域サービス係2人
児童サービス スタッフ	児童サービスのうち全館にかかわる選書, 事業を全館体制で実施するための検討・企画。第3次調布市子ども読書活動推進計画の進行管理。	児童サービス係2人 地域サービス係4人
収集方針改訂 スタッフ	収集方針・保存基準の見直しに関すること。	図書館サービス係1人 児童サービス係1人 資料係1人 利用支援係1人 地域サービス係2人
利用者懇談会	図書館利用者懇談会に関すること。	図書館サービス係2人 地域サービス係3人

FC 東京関係	調布市と FC 東京とのパートナーシップに基づく FC 東京応援事業に関する事。こと。	図書館サービス係 1 人 資料係 1 人 庶務係 1 人
オリパラ関係	2020 年東京オリンピック・パラリンピック関係 (2019 ラグビーワールドカップも含む) のアクション&レガシープランに関する事。こと。関連資料の収集, 整理, 提供, 保存に関する事。こと。	資料係 1 人 調査支援係 1 人 地域サービス係 1 人
次期電算検討	令和 4 年 10 月に更新する図書館電算システムの検討。調査・選定準備に関する事。こと。	主幹 1 人 庶務係 1 人 図書館サービス係 1 人 児童サービス係 1 人 調査支援係 2 人 資料係 1 人 地域サービス係 2 人
数字で見る図書館活動	『数字で見る図書館活動』の編集・発行に関する事。こと。	主幹 1 人 副主幹 1 人 利用支援係 1 人 地域サービス係 2 人
中・長期図書館計画	今後 10 年以内に実施予定の分館移転建替えを含む, 施設の整備, 持続可能なサービスの再構築, 運営体制を検討する。	児童サービス係 1 人 地域サービス係 4 人
つげ義春展実施チーム	つげ義春氏の資料等を収集し, 保存し, 広く市民に紹介, 提供するための検討と事業を実施する。	調査支援係 1 人 資料係 3 人
高架下資料保存庫	中央高速道改修に伴い資料保存庫の資料を民間倉庫などへ移転を行う。	資料係 1 人 分野

9 年度別職員数の推移

年 度	館 長	館長を除く管理職	中央図書館職員			分館職員			合 計	そ の 他					合 計
			係長及び主査	主任・主事等	小計	係長及び主査	主任・主事等	小計		名誉館長	指導員	嘱託職員	専門嘱託員	小計	
S41	1		1	3(1)	4(1)				5(1)	1				1	6
42	1		1	5(2)	6(2)				7(2)	1				1	8
43	1		1	6(4)	7(4)				8(4)	1			1	2	10
44	1		2	6(4)	8(4)		2(2)	2(2)	11(6)	1			1	2	13
45	1		2	6(4)	8(4)		4(4)	4(4)	13(8)	1			1	2	15
46	1		1	6(4)	7(4)		8(8)	8(8)	16(12)	1			1	2	18
47	1		1	9(5)	10(5)		10(10)	10(10)	21(15)	1	1		1	3	24
48	1		1	10(6)	11(6)		10(10)	10(10)	22(16)	1	2		1	4	26
49	1		1	10(5)	11(5)		18(18)	18(18)	30(23)	1	2		3	6	36
50	1	1	1(1)	11(5)	12(6)		20(20)	20(20)	34(26)	1	2		5	8	42
H 1	1(1)	1	2(1)	11(8)	13(9)		31(31)	31(31)	46(41)	0	2	3	10	15	61
2	1(1)	1	2(1)	11(8)	13(9)		31(31)	31(31)	46(41)	0	2	3	10	15	61
3	1	1	5(4)	10(7)	15(11)	1(1)	30(30)	31(31)	48(42)	0	2	3	24	29	77
4	1	3(1)	4(4)	10(6)	14(10)	1(1)	29(29)	30(30)	48(41)	0	2	3	25	30	78
5	1	2(1)	5(5)	11(9)	16(14)	2(2)	28(28)	30(30)	49(45)	0	2	3	38	43	92
6	1	2(1)	5(4)	11(9)	16(13)	3(3)	28(28)	31(31)	50(45)	0	2	3	39	44	94
7	1	2(2)	7(6)	29(22)	36(28)	2(2)	14(14)	16(16)	55(46)	—	0	6	90	96	151
8	1	2(2)	8(7)	29(22)	37(29)	4(4)	12(12)	16(16)	56(47)	—	0	0	109	109	165
9	1	2(1)	8(8)	29(22)	37(30)	3(3)	13(13)	16(16)	56(47)	—	0	0	115	115	171
10	1	2	7(6)	29(21)	36(27)	5(5)	12(12)	17(17)	56(44)	—	0	0	110	110	166
11	1	2(1)	6(5)	27(18)	33(23)	5(5)	15(15)	20(20)	56(44)	—	0	0	120	120	176
12	1	1(1)	8(6)	25(17)	33(23)	6(6)	15(15)	21(21)	56(45)	—	0	0	138	138	194
13	1	1	7(5)	26(17)	33(22)	7(7)	14(14)	21(21)	56(43)	—	1	0	154	155	211
14	1(1)	2(1)	7(5)	25(16)	32(21)	8(8)	13(13)	21(21)	56(44)	—	1	0	145	146	202
15	1(1)	3(3)	7(4)	26(17)	33(21)	8(8)	12(12)	20(20)	57(45)	—	1	0	146	147	204
16	1	2(2)	7(4)	27(17)	34(21)	10(10)	10(10)	20(20)	57(44)	—	2	0	157	159	216
17	1	2(2)	8(6)	26(17)	34(23)	10(10)	10(10)	20(20)	57(45)	—	2	0	146	148	205

※ 指導員とは、社会教育課から派遣された社会教育指導員です。

※ 専門嘱託員は平成7年度までは協力員、平成8年度から制度の変更により教育委員会専門嘱託員となりました。

() 内は司書有資格者数 各年度3月31日現在 (人)

年 度	館 長	館長を除く管理職	中央図書館職員				分館職員				合 計	そ の 他					合 計
			係長及び主査	主任・主事等	再任用	小計	係長及び主査	主任・主事等	再任用	小計		指導員	市政嘱託員	臨時職員	専門嘱託員	小計	
18	1	2(2)	9(7)	26(17)	1(1)	36(25)	10(9)	10(10)	0	20(19)	59(46)	2	0	0	160	162	221
19	1	2(2)	8(6)	27(16)	1(1)	36(23)	11(10)	9(9)	0	20(19)	59(44)	2	0	0	164	166	225
20	1	2(1)	7(6)	29(14)	1(1)	37(21)	9(9)	9(8)	2(2)	20(19)	60(41)	2	0	0	161	163	223
21	1(1)	1	9(7)	26(11)	0	35(18)	8(8)	12(11)	2(2)	22(21)	59(40)	2	1	0	162	165	224
22	1(1)	2(1)	7(6)	27(12)	1(1)	35(19)	7(7)	13(12)	2(2)	22(21)	60(42)	2	2	0	154	158	218
23	1(1)	1	8(7)	27(13)	3(3)	38(23)	5(5)	15(12)	1(1)	21(18)	61(42)	2	1	0	156	159	220
24	1(1)	1	6(5)	29(16)	2(2)	37(23)	5(5)	15(13)	2(2)	22(20)	61(44)	2	3	0	153	158	219
25	1(1)	1	8(6)	26(13)	4(4)	38(23)	3(3)	18(16)	0	21(19)	61(43)	2	0	1	155	158	219
26	1(1)	2	8(6)	25(12)	5(5)	38(23)	3(3)	18(17)	0	21(20)	62(44)	2	0	5	158	165	227
27	1(1)	1	8(6)	27(14)	6(6)	41(26)	2(2)	18(17)	3(3)	23(22)	66(49)	2	0	3	151	156	222
28	1(1)	1(1)	11(7)	24(11)	4(4)	39(22)	2(2)	18(18)	3(3)	23(23)	64(47)	2	0	7	155	164	227
29	1(1)	1(1)	10(7)	25(13)	6(5)	41(25)	2(2)	18(17)	2(2)	22(21)	65(48)	2	0	4	152	158	223
30	1(1)	1(1)	9(6)	23(13)	6(5)	38(24)	2(2)	18(17)	1(1)	21(20)	61(46)	2	0	8	146	156	217
R1	1(1)	1(1)	9(6)	27(13)	7(6)	43(25)	0	18(17)	2(2)	20(19)	65(46)	2	0	3	142	147	212
R2	1(1)	2(1)	7(5)	27(16)	5(3)	39(24)	0	18(18)	2(2)	20(20)	62(46)	1	0	4	146	151	213
R3	1(0)	2(2)	6(4)	29(17)	7(5)	42(26)	0	20(19)	1(1)	21(20)	66(48)	2	0	4	144	150	216
R4	1(0)	3(3)	7(4)	28(14)	6(4)	45(25)	0	20(19)	0	20(19)	65(44)	2	0	5	147	154	219

※ 平成18年度から項目を変更しています。

※ 平成29年度及び令和元年度以降は育児休業代替任期付職員の採用があり、中央図書館主任・主事等に含んでいます。

※ 指導員は令和2年度から会計年度任用職員（読書推進員、音訳等調整員）となりました。令和2年度は読書推進員が空席でした。

※ 臨時職員は令和2年度から会計年度任用職員（調布市事務員、調布市事務補助員）となりました。

※ 専門嘱託員は平成7年度までは協力員、平成8年度から令和元年度までは教育委員会専門嘱託員、令和2年度からは会計年度任用職員（図書館専任職員）となりました。

10 条例・規則等

令和5年3月31日時点で有効な条文です。

調布市立図書館条例

平成17年9月21日

条例第19号

改正 平成18年12月20日条例第51号

平成23年3月22日条例第6号

平成24年3月26日条例第13号

調布市立図書館条例（平成7年調布市条例第4号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民の学習及び多様な文化活動に資するため、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定により、調布市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 図書館は、本館及び分館をもって構成するものとし、その名称及び位置は、次の表に定めるところによる。

区分	名称	位置
本館	調布市立中央図書館	調布市小島町2丁目33番地1
分館	調布市立図書館国領分館	調布市国領町3丁目12番地1
	調布市立図書館深大寺分館	調布市深大寺北町5丁目17番地3
	調布市立図書館神代分館	調布市西つつじヶ丘1丁目40番地5
	調布市立図書館宮の下分館	調布市上石原3丁目34番地10
	調布市立図書館緑ヶ丘分館	調布市緑ヶ丘2丁目25番地
	調布市立図書館富士見分館	調布市富士見町2丁目3番地26
	調布市立図書館若葉分館	調布市若葉町3丁目16番地13
	調布市立図書館染地分館	調布市染地3丁目3番地1
	調布市立図書館佐須分館	調布市佐須町4丁目42番地2
	調布市立図書館調和分館	調布市西つつじヶ丘4丁目22番地6

（管理）

第3条 図書館は、調布市教育委員会（以下「委員会」という。）が管理する。

（事業）

第4条 図書館は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 図書、記録、電子資料、郷土資料、行政資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、利用に供すること。
- (2) 読書案内、読書相談その他図書館資料を利用するための相談に関すること。
- (3) 図書の展示、講演会等の読書啓発に関すること。
- (4) 市民の読書会、文庫活動等の読書活動の援助及び育成に関すること。
- (5) 学校、公民館、博物館等との連携及び協力に関すること。
- (6) 他の図書館との相互協力に関すること。
- (7) 集会室等の利用に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事業

(休館日)

第5条 図書館の休館日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 本館 次に掲げる日

ア 1月1日から同月3日まで

イ 12月29日から同月31日まで

ウ 毎月第4月曜日及びその翌日。ただし、そのいずれかの日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、次に掲げる日のいずれかの日とする。

(ア) 第3月曜日及びその翌日（いずれの日も休日に当たらないときに限る。）

(イ) 第5月曜日及びその翌日（いずれの日も休日に当たらず、かつ、(ア)の規定により休館することがないときに限る。）

(ウ) 第4月曜日後においてその日に最も近い休日でない連続した日（(ア)及び(イ)の規定により休館することがないときに限る。）

(2) 分館 次に掲げる日

ア 月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。

イ 1月1日から同月3日まで

ウ 12月29日から同月31日まで

エ 毎月第4月曜日の翌日。ただし、その日が休日に当たるとき、又はアただし書の規定に該当するときは、次に掲げる日のいずれかの日とする。

(ア) 第3月曜日の翌日（その日が休日及びアただし書の規定による休館日に当たらないときに限る。）

(イ) 第5月曜日の翌日（その日が休日及びアただし書の規定による休館日に当たらず、かつ、(ア)の規定により休館することがないときに限る。）

(ウ) 第4月曜日の翌日後においてその日に最も近い休日及びアただし書の規定による休館日でない日（(ア)及び(イ)の規定により休館することがないときに限る。）

(開館時間等)

第6条 図書館（集会室等を除く。）の開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 本館 午前9時から午後8時30分まで

(2) 分館 午前9時から午後5時（4月から9月までの水曜日及び金曜日は午後6時）まで

2 集会室等の利用時間については、調布市教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定める。

(利用等)

第7条 図書館（集会室等を除く。）を利用することができるものは、図書館資料の閲覧をし、又は貸出しを受けようとするものとする。

- 2 図書館資料の貸出しを受けようとするものは、貸出登録をしなければならない。
- 3 集会室等を利用することができるものは、委員会規則で定める。

(利用の制限)

第8条 委員会は、前条の規定により図書館を利用するものが、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、若しくは禁止し、又は退館させることができる。

- (1) 所定の場所以外に貸出手続をしていない図書館資料を持ち出したとき。
- (2) 図書館内において静粛を乱し、又は他人に迷惑をかけたとき。
- (3) 図書館内で喫煙し、又は飲食したとき。
- (4) 施設、附帯設備、図書館資料等を損傷するおそれがあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が利用を不相当と認めるとき。

(調布市立図書館協議会)

第9条 市民参加による図書館運営を図るため、法第14条の規定により、調布市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、委員会が委嘱する委員(以下この条において「委員」という。)15人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例の規定による貸出登録、貸出しその他の手続に相当する手続を行っているものは、この条例の規定による貸出登録、貸出しその他の手続を行ったものとみなす。
- 3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の調布市立図書館条例(以下「改正前の条例」という。)第3条第2項の規定により調布市立図書館協議会の委員を委嘱された者は、第9条第2項の規定により協議会の委員を委嘱された者とみなす。
- 4 前項の規定により委員とみなされる者の任期は、第9条第3項の規定にかかわらず、改正前の条例の規定により委嘱された委員としての任期と同一の期間とする。

附 則 (平成18年12月20日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1号ア及び第2号イの改正規定は平成20年1月1日から、同条第1号ウ及び第2号エの改正規定は平成20年2月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月22日条例第6号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成23年5月規則第67号で、同23年5月28日から施行)

附 則 (平成24年3月26日条例第13号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

改正	平成18年12月20日教委規則第21号	平成19年2月23日教委規則第1号
	平成19年7月27日教委規則第11号	平成20年2月22日教委規則第1号
	平成21年8月28日教委規則第10号	平成24年7月27日教委規則第4号
	平成25年2月4日教委規則第1号	平成28年3月25日教委規則第1号
	平成29年10月30日教委規則第12号	平成31年3月25日教委規則第8号
	令和4年4月28日教委規則第4号	令和4年12月23日教委規則第8号

調布市立図書館条例施行規則（平成元年調布市教育委員会規則第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、調布市立図書館条例（平成17年調布市条例第19号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（図書館資料の貸出し）

第2条 調布市立図書館（以下「図書館」という。）は、条例第4条第1号に規定する図書館資料を個人又は団体に貸し出すことができる。

（登録申請）

第3条 図書館資料の貸出しを受けようとするものは、あらかじめ貸出登録申請書（第1号様式）を調布市立図書館長（以下「館長」という。）に提出しなければならない。

（個人の貸出登録）

第4条 個人の貸出登録をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1） 市内に住所を有し、又は通勤若しくは通学する者並びに三鷹市及び狛江市に住所を有する者並びに世田谷区内の館長が認める地域に住所を有する者

（2） 八王子市、府中市、町田市、日野市、多摩市及び稲城市に住所を有する者

2 前項の登録をしようとする者は、前条に規定する申請の際、前項の事実を証する書類等を提示しなければならない。

3 前2項の登録の有効期間は、登録の日から2年間とする。

4 前項の有効期間満了後も継続して登録しようとする者は、当該有効期間が満了する2月前から、第1項に規定する要件に該当することを証する書類等を提示することにより、登録を更新することができる。

（団体の貸出登録）

第5条 団体の貸出登録をすることができるものは、市内に所在する社会教育関係団体、官公署、学校、その他地域文庫等公共的な活動を行っている団体とする。ただし、館長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

2 前項の登録の有効期間は、登録の日から登録の日の属する年度の末日までの間とする。

（利用カード）

第6条 館長は、条例第7条第2項の規定により貸出登録をしたものに、調布市立図書館利用カード（第2号様式。以下「利用カード」という。）を交付する。

2 利用カードは、図書館資料の貸出しを受けようとする際に、これを提示しなければならない。ただし、館長が適当と認めた場合は、この限りでない。

- 3 利用カードは、これを他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 利用カードの交付を受けたものは、利用カードを紛失したとき、又は貸出登録の内容に変更があったときは、館長にその旨を届け出なければならない。
- 5 館長は、前2項の規定に違反したものに対して、貸出登録の効力を一時停止することができる。

(貸出しの資料数及び期間)

第7条 貸出しをすることができる図書館資料の資料数及び期間は、館長がやむを得ない理由があると認めた場合を除き、別表第1に定めるところによる。

(館外利用を禁止する図書館資料)

第8条 図書館資料のうち、館長が指定するものは、館外での利用を禁止する。ただし、館長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(未返却者等に対する処置)

第9条 館長は、図書館資料を閲覧し、又は貸出しを受けているものが、当該資料の返却を怠り、又は督促をしても返却しない場合には、その利用を制限することができる。

- 2 館長は、前項に規定する図書館資料の返却を怠っているものが市外に転出した場合は、住民基本台帳の記載事項を利用して当該転出先を調査し、督促をすることができる。

(損害賠償の義務)

第10条 図書館を利用するもの又は図書館資料の貸出しを受けているものは、施設、付帯設備又は図書館資料に損害を生ぜしめた場合は、館長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、館長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(図書館資料の複製)

第11条 図書館は、図書館を利用する者の求めに応じ、図書館資料（館長が指定するものを除く。）の複製物を提供することができる。

- 2 前項の複製物の提供を受けようとする者は、図書館資料複製申請書（第3号様式）により申請し、館長の承認を受けなければならない。

(視聴覚教材等の貸出し)

第12条 図書館は、視聴覚教育に係る教材及び機材（以下「視聴覚教材等」という。）を市内の団体に貸し出すことができる。

- 2 視聴覚教材等の貸出しの手続等については、別に定める。

(集会室等の利用)

第13条 条例第6条第2項及び条例第7条第3項に規定する集会室等の利用については、別表第2に定めるところによる。ただし、館長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

- 2 集会室等を利用しようとするものは、館長の承認を受けなければならない。
- 3 館長は、集会室等を利用しようとするものに対して、利用時間の区分を指定して利用させることができる。

(調布市立図書館協議会の委員)

第14条 条例第9条第2項の規定により調布市教育委員会が委嘱する調布市立図書館協議会（以下「協議会」という。）の委員の内訳は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 学校教育の関係者 4人以内

- (2) 社会教育の関係者 4人以内
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 3人以内
- (4) 学識経験者 4人以内
(協議会の委員長及び副委員長)

第15条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選し、その任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
(協議会の招集)

第16条 協議会は、委員長が招集する。

(協議会の定足数及び表決数)

第17条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
(意見の聴取等)

第18条 委員長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第19条 会議は、公開とする。ただし、委員長が公開を不相当と認めたときは、この限りでない。

- 2 委員長は、あらかじめ設けた傍聴席が満席になったとき、その他必要があるときは、傍聴を制限することができる。
- 3 委員長は、会議の進行上支障があると認めたときは、傍聴人に対し、退場を命ずることができる。
(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則の規定による貸出登録、貸出しその他の手続に相当する手続を行っているものは、この規則の規定による貸出登録、貸出しその他の手続を行ったものとみなす。
- 3 この規則による改正後の調布市立図書館条例施行規則第4条第3項及び第4項、第5条第2項、第7条並びに第12条の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係るものについて適用し、同日前の利用に係るものについては、なお従前の例による。
- 4 この規則による改正前の調布市立図書館条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成18年12月20日教委規則第21号)

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月23日教委規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の調布市立図書館条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(調布市視聴覚ライブラリー運営規則の廃止)

- 3 調布市視聴覚ライブラリー運営規則（平成元年調布市教育委員会規則第4号）は廃止する。

附 則（平成19年7月27日教委規則第11号）

この規則は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年2月22日教委規則第1号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の調布市立図書館条例施行規則の規定により貸出しを受けている者の貸出しの資料数及び期間については、なお従前の例による。

- 3 この規則による改正前の調布市立図書館条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成21年8月28日教委規則第10号）

- 1 この規則は、平成21年9月1日から施行する。

- 2 この規則による改正前の調布市立図書館条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成24年7月27日教委規則第4号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正前の調布市立図書館条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成25年2月4日教委規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日教委規則第1号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正前の調布市立図書館条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成29年10月30日教委規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月25日教委規則第8号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正前の調布市立図書館条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年4月28日教委規則第4号）

この規則は、令和4年5月1日から施行する。

附 則（令和4年12月23日教委規則第8号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年1月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の調布市立図書館条例施行規則は、この規則の施行の日以後の貸出登録に係るものについて適用し、同日前の貸出登録に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の調布市立図書館条例施行規則の様式は、その残品の存する間、必要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1 (第7条関係)

区分		資料数	期間
個人の貸出登録をした第4条第1項第1号に該当する者	図書及び逐次刊行物	20冊	14日
	視聴覚資料	3点	7日
個人の貸出登録をした第4条第1項第2号に該当する者	図書及び逐次刊行物	5冊	14日
	視聴覚資料	3点	7日
団体の貸出登録をしたもの	図書及び逐次刊行物	100冊	1月

別表第2 (第13条関係)

区分	利用時間	利用することができるもの
集会室	午前9時から午後9時まで	館長が適当と認める市民の利用団体
参考図書室内の指定設備	午前9時から午後8時30分まで	調査研究を目的として、当該室内の図書館資料を利用する者

備考 調布市立図書館神代分館集会室及び調布市立図書館若葉分館集会室については、利用時間を午前9時から午後5時までとする。

第1号様式の1

(第3条関係)

第1号様式の2

(第3条関係)

第2号様式の1

(第6条関係)

第2号様式の2

(第6条関係)

第3号様式の1

(第11条関係)

第3号様式の2

(第11条関係)

改正	平成5年3月29日教委訓令第3号 平成7年3月29日教委訓令第3号 平成12年3月27日教委訓令第2号 平成14年3月27日教委訓令第2号 平成18年2月24日教委訓令第2号 平成29年7月28日教委訓令第5号 平成31年3月25日教委訓令第1号	平成6年1月24日教委訓令第1号 平成11年8月23日教委訓令第5号 平成13年3月27日教委訓令第2号 平成15年3月27日教委訓令第1号 平成19年3月20日教委訓令第3号 平成30年3月23日教委訓令第2号
----	---	---

調布市立図書館処務規程（昭和41年調布市教育委員会規程第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、調布市立図書館条例（平成17年調布市条例第19号）第2条に規定する調布市立図書館の本館及び分館（以下「図書館」という。）の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

（係の設置等）

第2条 図書館に庶務係、図書館サービス係、児童サービス係、調査支援係、資料係、利用支援係及び地域サービス係を置く。

2 図書館の職員は、司書及び司書となる資格を有する者その他必要な職員をもって充てるものとする。

（分掌事務）

第3条 図書館の主な分掌事務は、次の表に定めるところによる。

係	分掌事務
庶務係	1 公印の保管に関する事。 2 図書館の文書の收受及び発送に関する事。 3 図書館の施設及び設備の維持管理に関する事。 4 関係機関との連絡に関する事。 5 図書館協議会に関する事。 6 図書館の庶務に関する事。
図書館サービス係	1 図書館資料の利用等に関する事。 2 読書啓発、読書案内及び読書相談に関する事。 3 市民の読書会、文庫活動等の援助及び育成に関する事。 4 時事に関する情報の紹介及び提供に関する事。 5 視聴覚資料室に関する事。 6 視聴覚教材等に関する事。 7 本館内の施設及び附帯設備の利用に関する事。 8 図書館資料の相互貸借に関する事。 9 企画、運営、統計及び調査に関する事。 10 その他図書館活動に関する事。

児童サービス係	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童サービスに係る図書館資料の利用等に関すること。 2 児童サービスに係る読書啓発，読書案内及び相談に関すること。 3 児童サービスに係る読書会，文庫活動等の援助及び育成に関すること。 4 児童サービスに係る時事情報の紹介及び提供に関すること。 5 その他児童サービスに係る業務に関すること。
調査支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 図書館資料に関する相談及び調査に関すること。 2 参考資料，地域資料及び映画資料の紹介並びに提供に関すること。 3 参考図書室に関すること。
資料係	<ol style="list-style-type: none"> 1 図書館資料の収集等に関すること。 2 図書館資料の選定及び収集並びに発注等の総括に関すること。 3 図書館資料の受入及び装備に関すること。 4 図書館資料の整理及び管理に関すること。
利用支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 図書館利用を支援するための資料の収集，整理，利用，情報提供等に関すること。 2 点訳，音訳及び布の絵本製作並びに点訳者，音訳者及び布の絵本製作者の養成に関すること。 3 図書館資料の宅配及び郵送に関すること。 4 図書館利用を支援するための資料の相互貸借に関すること。
地域サービス係	<ol style="list-style-type: none"> 1 分館の図書館資料の収集，整理，管理，利用等に関すること。 2 分館における読書啓発，読書案内及び読書相談その他の図書館活動に関すること。 3 分館における企画及び運営に関すること。 4 分館内の施設及び附帯設備の利用に関すること。

(職の設置)

第4条 図書館に次の各号に掲げる職を置く。

- (1) 館長
- (2) 副館長
- (3) 係長
- (4) 主任又は主事

2 前項に規定するもののほか，必要があると認められるときは，主幹，副主幹，主査その他の職を置くことができる。

(職務)

第5条 館長は，上司の命を受け，図書館の事業を掌理し，所属職員を指揮監督するほか，図書館相互の連携を図り，常に組織全体の経済性を考慮し，すべて一体として図書館機能を発揮するように努めなければならない。

- 2 副館長は，上司の命を受け，館長の職務を補佐する。
- 3 係長は，上司の命を受け，係の事務を掌理し，係の事務について絶えず研究改善に努め，また職員の提案を積極的に求め，その実施を援助する。
- 4 主任は，上司の命を受け，分掌事務の処理計画の推進に伴う事務を処理し，また事務処理をとおして職員の実務研修に当たるとともに，職員相互間の協調に努める。
- 5 主事は，上司の命を受け，事務を処理する。
- 6 前条第2項に規定する職の職務については，調布市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。

(事業計画)

第6条 館長は、毎年度において実施する事業の計画を、前年度末日までに調布市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

（報告）

第7条 館長は、毎年度終了後、速やかに、図書館の利用状況及び事業の実施状況を委員会定例会に報告しなければならない。

（決裁事案）

第8条 教育長、部長及び館長が決裁すべき事案、指定合議先及び通知先（以下「決裁事案等」という。）は、次の表に定めるところによる。

項目	決裁権者			指定合議先	通知先
	館長	部長	教育長		
(1) 年間の事業計画を企画立案すること。			○	社会教育課長	
(2) 社会教育関係施設との総合調整に関すること。		○		社会教育課長	
(3) 本館及び分館の施設及び付帯設備の使用を承認すること。	○				
(4) 図書館事業を実施すること。	○				
(5) 図書館資料を廃棄すること。	○				
(6) 貸出登録を承認すること。	○				

2 前項に定めるもののほか、決裁事案等については、調布市教育委員会事務局処務規則（昭和56年調布市教育委員会規則第2号）及び調布市教育委員会事務局事案決裁規程（昭和44年調布市教育委員会規程第2号）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「課長」とあるのは「館長」と、「課長補佐」とあるのは「副館長」と読み替えるものとする。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成元年4月1日から施行し、同日以後の決裁に係るものから適用する。ただし、昭和63年度予算の執行に係るものは、なお従前の例による。

附 則（平成5年3月29日教委訓令第3号）

- 1 この訓令は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の（中略）調布市立図書館処務規程第7条第1項（中略）の規定は、平成5年4月以後の月分の使用状況の報告に係るものについて適用し、平成5年3月以前の月分の使用状況に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成6年1月24日教委訓令第1号）

- 1 この訓令は、平成6年1月25日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の調布市立図書館処務規程第2条第2項の規定は、平成6年4月1日以後に新たに図書係に配属されることとなる職員について適用する。

附 則（平成7年3月29日教委訓令第3号）

- 1 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後（中略）調布市立図書館処務規程（中略）の規定は、平成7年度以後の事案に係るものについて適用し、同年度前までの事案に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成11年8月23日教委訓令第5号）

この訓令は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成12年3月27日教委訓令第2号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月27日教委訓令第2号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成13年4月1日から施行し、この訓令による改正後の調布市教育委員会事務局事案決裁規程の規定は、平成13年度以降の事案に係るものについて適用し、同年度前までの事案に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月27日教委訓令第2号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月27日教委訓令第1号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月24日教委訓令第2号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日教委訓令第3号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月28日教委訓令第3号）

この訓令は、平成29年7月28日から施行する。

附 則（平成30年3月23日教委訓令第3号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日教委訓令第1号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

調布市立図書館資料の収集・保存・除籍に関する基本の方針

1 目的

知る自由と学ぶ権利は、市民の基本的権利である。図書館は、図書及びその他の資料を収集、提供することによって、これを保障する役割を担っている。調布市立図書館は、この役割を果たすため、「資料の収集・保存・除籍に関する基本の方針」を定めるものである。

2 収集・保存・除籍の検討及び決定

資料の収集・保存・除籍の検討は、職員の合議に基づいて行う。
図書館長は、この検討を受けて、資料の最終的な決定に関して責任を負う。

3 収集

(1) 基本方針

- ア 国民の知る自由を保障する図書館の任務を確認した「図書館の自由に関する宣言」（日本図書館協会）の精神に基づいて、資料収集の自由を実践するため、次のことを尊重して収集を行う。
- (ア) 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
 - (イ) 著者の思想的・宗教的・党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
 - (ウ) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
 - (エ) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛争をおそれて自己規制をしない。
- なお、図書館の収集した資料がどのような思想や主張を持っていようとも、それを図書館及び図書館員が支持することを意味するものではない。
- イ 変動する社会の状況をとらえ、市民の要求・関心に応えた蔵書構成を目指し以下の資料を収集する。
- (ア) 人類の歩んできた歴史を明らかにし、現在を問い直せる資料
 - (イ) 現代の情勢・傾向・論議を反映する資料。現在の関心事というだけでなく、将来においても何らかの意味を持つ、種々の異なった見解を代表する最新の資料
 - (ウ) 自然界のあらゆる事象の基本原則（真理）を探求し、自分の生きている世界を理解するのに役立つ資料
 - (エ) 有意義な芸術的経験を与え、想像力を刺激し、創造に対する個人の可能性を伸ばす資料
 - (オ) 生きる力と慰めを与え、個人が人生を楽しむのに役立つ資料
 - (カ) 職業に関連した情報を得、また職業人としての役割を助ける資料

- (キ) 日常生活をする上で役に立つ実用的な資料
- (ク) 学校教育を補い、自学自習を助け励ます資料
- (ケ) 子どもたちに永続的な楽しみを与える資料。様々な事柄への興味・好奇心を満たし、自身の可能性を伸ばす助けとなる資料

ウ 市民の図書館資料全般に対する希望、批判は積極的に受け止めて検討し、収集の参考とする。

市民が購入を希望する個々の資料については、その資料の図書館での利用状況を十分予測し、資料別収集方針や当該年度の収集計画とも照らし合わせた上で、購入を判断する。

エ 中央図書館と分館は、中央図書館を中心とし、一体となってそれぞれの役割に応じた収集を行う。

オ 資料の収集は購入を原則とするが、寄贈・寄託・他機関との交換等による入手資料も活用することとし、その受入れは当方針に基づいて判断する。

(2) 資料別方針

ア 図書資料

(ア) 一般図書

図書館資料の中核をなす図書は、個々の内容や利用価値を十分考慮し収集する。

中央図書館は、市民の直接の利用に応えるとともに、分館のバックアップをする資料センターとして、参考文献にあげられることの多い基礎的な図書から、各分野の資料相談に応じられる参考図書や専門書まで、幅広く収集する。

分館は、気軽に利用できる身近な図書館として、各分野の基本図書を備えるほか、新刊書を中心に、小説、実用書、学習の助けとなる入門書、時事問題を扱った図書を重視したタイムリーな収集をする。

(イ) 児童図書

子ども時代は、本に対する好みや感性が養われる大切な時期であり、読書の習慣もこの時期につくられるものである。この大切な子ども時代は大変に短いため、できる限り質の高い本を子ども室にそろえて子どもたちに提供できるよう選書を行う。また、年齢や生活体験が異なる子どもたちが、個人の興味や読書力に合った本にも出会えるように、選書には十分留意する。

中央図書館は多様で幅広い図書を、分館は普遍的な価値のある本と新刊書を中心に収集する。

イ 新聞

日々の幅広い情報を伝える新聞は、全館で主要全国紙を中心に購入する。中央図書館では、専門紙、公報・政党紙なども選定する。

なお、主要紙については長期間保存することができ、過去に遡って調べることができる縮刷版や電子メディア等も収集する。

ウ 雑誌

雑誌は、図書では得られない速報性と多様性に富み、新主題についての記事が載るなど重要な情報源であり、市民の趣味や生活に役立つものとして、各分野の主要なものを幅広く収集する。中央図書館では調査研究のための専門誌も収集の対象とする。

エ 地域資料

調布市立図書館は調布に関する専門図書館としての役割を持つ。そのため地域の資料の収集・保存を責任を持って行う。

(ア) 郷土資料

調布を理解し、その文化を次の世代に継承するため、調布の歴史・自然・産業・文化の記録などを収集する。

(イ) 行政資料

市民が、市政に積極的に参加する助けとなり、また身近な生活情報を得るために、市の刊行物は網羅的に収集する。東京都の資料は、基本的な資料を系統的に収集する。

(ウ) 学校資料

市内にある学校が発行している要覧、学校史、学校だより、紀要などを収集する。

(エ) 住民資料

調布にゆかりのある市民の著作や、それら市民の業績を記した資料などを、様々な入手方法を講じて収集することを目指す。

オ 映画資料

「映画のまち調布」の地域資料の一環として、日本映画、特に日活調布撮影所・角川大映スタジオに関する資料を中心に、映画に関する資料を幅広く収集する。

カ マンガ資料

名誉市民水木しげる氏に関する資料を中心に、調布市ゆかりの作家に関する資料や日本のマンガ史上重要とされる作品、各時代を代表する作品など、資料的に価値が高いものを収集する。

分館では中央図書館で選定したものの中から各館の状況に応じて収集する。

キ 外国語資料

民族的・言語的・文化的な多様性を持つ市民に対して、母語を考慮した資料を提供する。また、外国の言語と文化に関する知識を得ようとする市民に必要な資料を収集する。

なお、外国語資料とは、出版地を問わず、外国語で記述された資料とする。

ク 視聴覚資料

映画資料室と連携し、「映画のまち調布」として特色ある映像資料、音声資料を収集する。日本映画を中心に、映画史に残るもの、映画研究・映画制作に役立つ資料を収集する。

市民の生涯学習の一助となるもの、それぞれの分野で歴史的に評価の定まった作品や資料及び公立図書館として資料的価値が認められる資料を収集する。

ケ 電子資料

電子化された情報をパソコン等で閲覧、印刷して利用する電子資料は、DVDや半導体メモリーなどに電子情報を蓄積して利用するパッケージ系電子資料とインターネットなどを經由して利用するネットワーク系電子資料がある。電子資料は、文中の任意の単語から検索できる、資料の保管スペースが少ない、文字を任意の大きさに拡大できる、ネットワーク経由で常に最新情報を入手できるなど、優れた特徴があるので、これらの利点を活用し、質の高いサービスが提供可能なものは、積極的に導入する。また、利用動向を把握し、一般向きで需要が高い電子資料を選定する。

コ 利用支援サービス用資料

図書館資料をそのままでは利用できない市民に対して、利用できる形で提供する。

具体的には、大活字本、利用可能な形態に変換した点訳図書や録音図書、マルチメディアDAISY等、元の資料に手を加えることによって利用しやすくした点訳絵本や字幕付きビデオ等、障がいのある人のためにつくられた布の絵本やさわる絵本等があり、これらを収集又は作成する。

サ その他

アからコに掲げるもののほか、特色があり、必要と判断される資料は収集する。

4 保存

将来にわたる利用に備えるため、必要な資料を保存する。

対象資料は、歴史的価値が高い資料、類書が少なく出版頻度が低い資料及び品切れ・絶版で入手が難しい資料とし、最低1冊は保存する。ただし類書があるもの、実用書はこの限りではない。

また、新聞、雑誌については、保存期間を別に定める。

5 除籍

市民の読書意欲をさそう魅力的な蔵書を保つために、資料の更新を行う。

除籍の対象は、頻繁な利用により汚れや傷みがはげしい資料、資料的価値が低下して利用がなくなった資料などとする。

このほかに、所在不明資料、回収不能な資料も除籍し、必要な資料は補充する。また、新聞、雑誌については、保存期間が経過したものを除籍する。

6 リサイクル

除籍した資料のうち、再利用できるものは、学校などの団体や、図書館の利用

者に無料で提供する。再利用できないものは、古紙リサイクル又は廃棄物として処理する。リサイクルに関する基準は別に定める。

「調布市立図書館資料の収集・保存・除籍に関する基本的方針」は「資料の収集・保存・除籍に関する方針」（平成元年7月1日作成）を平成24年3月及び令和4年3月に改訂を行い、令和5年3月に調布市公文例規定に則り用字用語統一のための改訂を行ったものである。

登 録 番 号
(刊行物番号)

2023-102

数字で見る図書館活動（令和4年度版）

令和5年8月発行

発 行 調布市立図書館

〒182-0026 調布市小島町2-33-1

TEL 042-441-6181

印 刷 庁 内 印 刷